

議案第69号

米原市体育施設条例の一部を改正する条例について

米原市体育施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

平成30年8月31日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

平成30年10月1日から米原市体育施設として新たに米原市番場多目的広場を追加するため、この案を提出するものである。

米原市体育施設条例の一部を改正する条例

米原市体育施設条例（平成 17 年米原市条例第 178 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表に次のように加える。

米原市番場多目的広場	米原市番場 2561 番地
------------	---------------

第 3 条第 1 項の表に次のように加える。

米原市番場多目的広場	午前 8 時 30 分から日没時まで
------------	--------------------

別表に次のように加える。

米原市番場多目的広場	グラウンド	700 円
------------	-------	-------

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の米原市体育施設条例の規定による米原市番場多目的広場に係る利用許可等の手続は、この条例の施行日前においても行うことができる。

米原市体育施設条例新旧対照表（改正理由）

改正後	現 行	改正理由																						
<p>(名称および位置)</p> <p>第2条 体育施設の名称および位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="163 435 896 635"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>米原市双葉総合体育館</td> <td>米原市顔戸20番地</td> </tr> <tr> <td>米原市番場多目的広場</td> <td>米原市番場2651番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		米原市双葉総合体育館	米原市顔戸20番地	米原市番場多目的広場	米原市番場2651番地	<p>(名称および位置)</p> <p>第2条 体育施設の名称および位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="922 435 1655 587"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>米原市双葉総合体育館</td> <td>米原市顔戸20番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		米原市双葉総合体育館	米原市顔戸20番地	<p>・名称と位置を定めることに伴う改正</p>								
名称	位置																							
略																								
米原市双葉総合体育館	米原市顔戸20番地																							
米原市番場多目的広場	米原市番場2651番地																							
名称	位置																							
略																								
米原市双葉総合体育館	米原市顔戸20番地																							
<p>(利用時間)</p> <p>第3条 体育施設の利用時間は、次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、同表右欄に定めるとおりとする。ただし、米原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要であると認めるときは、これを変更することができる。</p> <table border="1" data-bbox="163 927 896 1126"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>利用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>米原市双葉総合体育館</td> <td>午前8時30分から午後10時まで</td> </tr> <tr> <td>米原市番場多目的広場</td> <td>午前8時30分から日没時まで</td> </tr> </tbody> </table>	施設	利用時間	略		米原市双葉総合体育館	午前8時30分から午後10時まで	米原市番場多目的広場	午前8時30分から日没時まで	<p>(利用時間)</p> <p>第3条 体育施設の利用時間は、次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、同表右欄に定めるとおりとする。ただし、米原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要であると認めるときは、これを変更することができる。</p> <table border="1" data-bbox="922 927 1655 1078"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>利用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>米原市双葉総合体育館</td> <td>午前8時30分から午後10時まで</td> </tr> </tbody> </table>	施設	利用時間	略		米原市双葉総合体育館	午前8時30分から午後10時まで	<p>・利用時間を定めることに伴う改正</p>								
施設	利用時間																							
略																								
米原市双葉総合体育館	午前8時30分から午後10時まで																							
米原市番場多目的広場	午前8時30分から日没時まで																							
施設	利用時間																							
略																								
米原市双葉総合体育館	午前8時30分から午後10時まで																							
<p>2 略</p> <p>別表（第7条、第17条関係）</p> <table border="1" data-bbox="163 1238 896 1437"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">米原市双葉総合体育館</td> <td>大アリーナ</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>小アリーナ</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	区分	使用料	略			米原市双葉総合体育館	大アリーナ	300円	小アリーナ	100円	<p>2 略</p> <p>別表（第7条、第17条関係）</p> <table border="1" data-bbox="922 1238 1655 1437"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">米原市双葉総合体育館</td> <td>大アリーナ</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>小アリーナ</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	区分	使用料	略			米原市双葉総合体育館	大アリーナ	300円	小アリーナ	100円	
施設名	区分	使用料																						
略																								
米原市双葉総合体育館	大アリーナ	300円																						
	小アリーナ	100円																						
施設名	区分	使用料																						
略																								
米原市双葉総合体育館	大アリーナ	300円																						
	小アリーナ	100円																						

	照明設備	大アリーナ	400円
		小アリーナ	200円
	レクリエーションルーム		200円
	ミーティングルーム		200円
	米原市番場多目的広場	グラウンド	700円

備考 略

	照明設備	大アリーナ	400円
		小アリーナ	200円
	レクリエーションルーム		200円
	ミーティングルーム		200円

備考 略

・使用料を定めることに伴う改正